

被災地における相談PT・その他福島県内への派遣

東京三会復旧復興本部 被災地相談PT担当 第二東京弁護士会
田岡直博

東京三会復旧復興本部が組織されたのは、震災から20日が経った3月31日であったと記憶する。震災発生後、有志の弁護士はメーリングリストを立ち上げ、ツイッターやフェイスブックで連絡を取り合い、被災地や都内各所の避難所に出向いて法律相談を行おうとしていたが、いまだ受け入れ態勢の整わない地元自治体や弁護士会との間で無用なあつれきを生むことがないではなかった。そこで、東京三会に復旧復興本部を設置し、そこに被災地PTと都内避難者PTを設けて、地元自治体や弁護士会との窓口になり、被災地や都内避難所に派遣する弁護士のコーディネートしようとしたのである。

私が被災地PTの副座長を任されることになったのは、ひとえに4年前まで岩手県弁護士会の会員であったという事情による。私は2004年から2007年まで宮古ひまわり基金法律事務所の初代所長を務め、退任後も日弁連の嘱託として東北各地のひまわり基金法律事務所や法テラスのスタッフ弁護士の支援に携わって来た。震災後も現地の弁護士から

送られてくる痛ましい写真を見るに付け、自分に力になれることはないかと考えていたところであった。こうして、安藤建治座長のもとで約1年間、原発弁護団に相談活動を引き継ぐまで、派遣弁護士のコーディネートと相談結果の集計に従事することになったのである。

法律相談のニーズが高かったのは、福島である。宮城県は、仙台弁護士会が早くから沿岸部の全自治体に弁護士を派遣する態勢を立ち上げたが、岩手県と福島県は、岩手県弁護士会と福島県弁護士会の会員のみでは被災地の法的需要に対応できないことは自明であった。それゆえ、東京三会は早くから福島県弁護士会と協議し、4月11日から郡山市のふくしまビッグパレットに毎日弁護士を派遣して、相談拠点を築いた。また、いわき支部は4月24日から、相馬支部は4月29日から、それぞれ関弁連管内の弁護士会とも共同して弁護士を派遣する体制を立ち上げ、6月いっぱいまで弁護士を派遣した（その後も、関弁連による相談担当弁護士の派遣

[illegible][illegible]

は続いている。)

この間に受けた相談件数は1000件以上にのぼる。相談内容は、原子力損害賠償が約4割を占め、ついで行政、住宅・車のローンとなっている。郡山ビッグパレットに川内村・富岡町の役場が置かれており、相談者の多くが警戒区域からの避難者であったことも影響しているであろう。岩手県や宮城県では、被災者生活再建支援法による支援金や義援金の給付の問題や、倒壊した自宅や車のローン問題が多かったようであるが、福島県の避難者の多くは、自宅自体が倒壊しているわけではなく、原発事故が収束するまで自宅に帰る目途すらついていないという問題であって、行政やローンの相談も原発損害賠償と切っても切れない問題であったことをおさえておく必要がある。原発損害賠償の相談は前例に乏しく、東電の対応が後手後手に回ったこともあって、弁護士としても明確な助言がしづらい。被災者に寄り添い、不満を聴き取るにとどまることも少なくなかった。



被災地への派遣は6月いっぱいまで続いたが、岩手県では思ったほど相談が増えず、岩手弁護士会の会員で対応できる態勢が整ったことや、沿岸部に法テラスの臨時出張所や法律相談センター、ひまわり基金法律事務所が設置されたことから、避難所での出張相談の件数はしだいに減少していった。その後は、原発損害賠償に関しては法律相談よりも、むしろ受任が必要な時期に至ったこともあ

り、原発弁護団の活動にシフトして行った(もっとも、関弁連による相談活動は続けられており、原子力損害賠償支援機構の相談が1年が経過した現在も行われている。)

振り返って見ると、被災地PTの活動は甚だ不十分なものであり、件数も決して多いとは言えない。しかし、弁護士が被災者が来るのを待っているのではなく、こちらから出向いて法律相談を行い、被災者のニーズに応えようとしたことは特筆すべきことである。このような活動が震災後時期をおかずに行われた背景には、法テラスのスタッフ弁護士を中心に「アウトリーチ」と呼ばれる福祉分野のソーシャルワークの技法が日常の法律相談に取り入れられ、出張相談が当たり前ようになっていたという変化を挙げることができよう。情報の共有という面では、メーリングリストやツイッター、フェイスブックなどの通信手段の進化が、相談活動に変化をもたらした。相談担当弁護士は、知らない問題に直面したときでも、インターネットを駆使して、即座に必要な情報を取り出すことができたのである。

もっとも、地元自治体や弁護士会、法テラスとの連携という点では、課題を残した。地元自治体や弁護士会からすれば、震災直後に支援の申し出を受けても「今はそれどころではない」というのが率直な気持ちではなかったか。相談場所の調整に時間を要し、もどかしく感じることもなかったといえは嘘になる。しかし、お互いの立場を尊重し、膝を突き合わせて話し合うことにより、いずれの問題も乗り越えてきた。被災者と支援者をつなぐコーディネートの重要性を、これほどまで痛感したことはなかった。被災地の復旧復興は、とりわけ原発損害賠償の問題は、地元自治体や弁護士会だけでは抱えきれない大きな問題であり、東京三会が果たすべき役割には非常に大きいものがある。これからもさまざまな問題が生じるであろうが、東京三会として息の長い支援をお願いしたい。私も微力ながら、東京三会被災地PTの活動に関わり続ける所存である。